○農林水産省告示第千四百七十三号

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五十二号）の施行に伴い、平成二十八年五月十九日農林水産省告示第千二百三十号（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づき、届出書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

○経済産業省告示第二百二十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十九年九月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	業種	指定期間
一	花こう岩・同類似岩石採石業	平成二十九年十月一日から平成二十九年十二月三十一日まで
二	安山岩・同類似岩石採石業	
三	砂岩採石業	
四	粘板岩採石業	
五	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
六	耐火粘土鉱業	
七	一般土木建築工事業	
八	とび工事業	
九	土工・コンクリート工事業	
十	特殊コンクリート工事業	
十一	鉄筋工事業	
十二	左官工事業	
十三	床工事業	
十四	内装工事業	
十五	ガラス工事業	
十六	金属製建具工事業	
十七	木製建具工事業	
十八	防水工事業	
十九	はつり・解体工事業	
二十	他に分類されない職別工事業	
二十一	一般管工事業	
二十二	冷暖房設備工事業	
二十三	給排水・衛生設備工事業	
二十四	その他の管工事業	
二十五	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）	
二十六	昇降設備工事業	
二十七	熱絶縁工事業	
二十八	さく井工事業	
二十九	その他の調味料製造業	
三十	ビール類製造業	
三十一	毛紡績業	
三十二	綿・スフ織物業	
三十三	その他の織物業	
三十四	毛織物機械染色整理業	
三十五	織物手加工染色整理業	
三十六	綿状繊維・糸染色整理業	
三十七	ニット・レース染色整理業	
三十八	繊維雑品染色整理業	
三十九	その他の繊維粗製品製造業	
四十	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	
四十一	織物製下着製造業	
四十二	織物製・ニット製寝着類製造業	
四十三	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	